

屋外広告物を表示されている皆様へ

屋外広告物には適正な管理が必要です

屋外広告物は、雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされており、表面はきれいな看板に見えても、内部では知らず知らずのうちに腐食が進み、落下や倒壊等の事故が発生し、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。

看板はあなたの会社や店舗等の信用・信頼を背負う大切な「顔」です。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！



看板の安全管理 3ステップ

- ① 日常点検による 早期発見
- ② 危険サインへの 早期対応
- ③ 保守管理の スケジュール化

大津市屋外広告物条例では、設置者（広告主）及び管理者に屋外広告物を良好な状態に保持する義務が課せられています。

① 日常点検による早期発見

早期発見が事故を防ぎます



鉄骨やボルトのサビは
破損の第一歩



サビ汁汚れは、内部が
腐食している可能性あり



盤面のズレや取付具の
欠落は、落下の前触れ



漏電の場合は、
火災の可能性あり

② 危険サインへの早期対応

早期対応が費用を抑えます

危険な兆候を発見しても、早めの処置をせずに放置すると劣化が進み、大規模修繕などの**多額の費用**がかかり、事故が発生した場合は**賠償責任**を問われることもあります。



ポール看板の倒壊



袖看板の底部脱落

危険サインは屋外広告業者へ相談

屋外広告物の点検は、高所での作業及び専門の知識・技能が必要で、危険が伴うこともあります。安全点検の実施には、専門知識のある大津市登録の看板業者に相談してください。

③ 保守管理のスケジュール化

スケジュール化で持続可能に

屋外広告物の許可期間（最大3年）満了後も継続して表示する場合は、継続許可の申請が必要で、手続きには「**屋外広告物安全点検調書**」の提出が必要となります。

このタイミングでしっかりと安全点検を行いましょう！

「**屋外広告物安全点検調書**」は、**管理者**（※注）が作成してください。

- ◎ 工作物確認が必要な高さ4mを超える広告物の場合は、下記の資格を有する者が管理者となる必要があります。

- ◎ 屋外広告士
- ◎ 都道府県又は政令市・中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- ◎ 職業訓練指導員免許所持者、職業訓練技能検定合格者、職業訓練修了者（ただし広告美術仕上げに係るものに限る）

（※注）管理者とは、屋外広告物許可申請書の「10 管理者」欄に記載した管理者

屋外広告物安全点検調書			
1	年月日	年月日	許可番号
表示内容 (内容、たい色、変色、 塗料等のばく露、経年等)		有・無	大津市許可 番号
2 点 検 項 目	主要部材 (変形、腐食、劣化等)	有・無	
	ボルト、ナット、ビス等 (緩み、さび、破損等)	有・無	
	脚座、支持、取付部分等 (亀裂、変形、腐食等)	有・無	
	ネオン、照明装置等 (ちらつき、無点灯等)	有・無	
	その他点検した箇所 ()	有・無	
3 点 検 日	年月日		
4 作 成 者	住所	氏名	電話() - () - ()
担当	行	点検員	登録 員
登録	考		

看板は会社やお店の「顔」です！

いつでもきれいで、安全な状態を保つためには、保守管理のスケジュール化が有効です。定期的なメンテナンスで、会社やお店の「顔」となる看板を美しく長持ちさせましょう！

Q 専門家に相談・点検依頼したい

A 大津市の屋外広告業登録業者をご活用ください



大津市では、屋外広告業者の登録制度を導入しています。

安全管理に関するご相談やメンテナンスは、登録業者に頼みましょう。

大津市の屋外広告業登録業者は、大津市のホームページで確認できます。

● 大津市ホームページ



Q 屋外広告物に関することは、どこに聞けばいいの？

A ご不明な点は、大津市へお問い合わせください



ご不明な点等がございましたら、下記の屋外広告物の許可申請窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大津市都市計画部都市計画課 屋外広告物係

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL : 077-528-2956

FAX : 077-527-1028